



監査結果報告書

宝 監 第 1 2 3 号
令和4年(2022年)12月21日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男
同 小 川 克 弘
同 梶 川 みさお

令和4年度定期監査（環境部、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局）の結果
について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項
の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

第2 監査等の対象

原則として、令和4年4月から令和4年9月までの環境部、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局における財務に関する事務の執行及び財産管理

第3 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、事務文書一覧表、事務分掌等一覧表、委託契約及び賃貸借契約締結状況一覧表等のあらかじめ提出された各課所管の伝票・書類等について、監査の対象に係る行政リスクを考慮しながら、抽出により監査を実施しました。

なお、監査は広く行政監査的な視点にも留意して、実施しました。

第4 監査等の日程

事務局監査 令和4年10月3日から令和4年11月29日まで

監査委員監査 令和4年11月28日、29日

第5 監査等の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び財産管理については、おおむね良好であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

<環境部>

【意見】

《地域エネルギー課》

1 ECOオフィスプラン（第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））について

本市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減目標を定めるとともに取組を示し、環境負荷の低減と温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的として、ECOオフィスプラン（第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））を令和4年6月に策定しました。

前計画の最終年度である令和2年度における取組項目の達成状況を確認したところ、燃料・エネルギー8項目のうち、使用量及び温室効果ガス排出量の削減目標を達成したのは重油及び電気のみであり、その他の項目は目標を達成することができませんでした。

また、職員の温室効果ガス排出量削減意識の向上に係る取組について所管課に確認したところ、「職員への環境研修として、新任職員研修、職員一般研修、環境監査員研修を実施するとともに、職場研修を推進し、職員の環境意識の醸成、知識の習得、実践の促進に取り組んでいる。また、環境マネジメントシステムとして『たからづかのエコチェック』を活用し、四半期ごとに紙、燃料、エネルギーの使用量を入力することで、エネルギー等使用量の把握に努めるとともに、目標設定、研修実施を通して主体的な環境配慮に取り組み、その点検として環境監査を実施している。環境監査は、職員を監査員とする書面監査と現場監査を実施し、各部署において環境に配慮した事務事業の執行をチェックし、改善を図るよう努めている。」旨の説明を受けました。

エネルギー等使用量を削減するため庁内向けに様々な取組を推進していること、また、環境マネジメントシステムの実施方法について、継続的に取り組むのが重要であることは理解しますが、一方で同じ実施方法ではマンネリ化し、職員全体に削減意識が十分に浸透していないのではないかと考えます。

具体的には、電気、水道、ガス、紙購入量などの実績データの推移をできるだけ分かりやすい形で取りまとめるとともに、その結果を庁内に公表し、見える化を図ることにより、取り組んだ成果を実感でき、更なる意識向上につながるのではないかと考えます。

温室効果ガス排出量の削減に向けたエネルギー等使用量の削減のためには、職員一人ひとりの地道な取組が必要になりますが、一人の小さな取組が全体の成果につながることを職員に意識してもらえよう、効果的な実施方法について検討してください。

《環境政策課》

1 生物多様性たからづか戦略について

本市では、本市の魅力の1つである豊かで貴重な自然環境の基盤となる生物多様性が、緑地の減少や里山の荒廃などにより年々失われつつある現状に対し、行政と市民等が協働し生物多様性の保全を推進することを目的として、生物多様性たからづか戦略（以下「生物多様性戦略」という。）を策定しています。

生物多様性戦略では、「郷土の生物多様性を保全・再生する」「生物多様性の恩恵を持続的に利用する」「生物多様性を学び・守り育てる社会づくり」を行動方針として定め、効果的な推進のため、21の項目について進捗管理しています。評価は目標値及び生物多様性戦略が改訂された平成28年度の現状値と比較して行っており、令和3年度の達成率は52.4%となっています。評価の方法について所管課に確認したところ、「毎年度、各項目の所管課に実績値を確認しているが、内容の検証はできていない。」旨の説明を受けました。生物多様性戦略では、「戦略の進行状況を客観的に把握・評価するため、行動計画の行程と数値目標を設定し、その達成状況を毎年度点検・評価します。」とされており、各項目の達成状況について結果を公表するだけでなく、各項目の所管課と連携し、目標値に対する具体的な取組内容とその進捗、成果、課題等について検証した上で、評価をすることが必要ではないかと考えます。

また、重点が置かれている生物多様性を支える人づくりや仕組みづくりの進捗状況について所管課に確認したところ、「活動拠点施設は設置したが、生物多様性アドバイザー制度の導入や関係部局で構成する推進組織の設置には至っていない。また、たからづか環境マイスター（以下「環境マイスター」という。）は制度開始時に認定した以降、新たな認定はしていない。」旨の説明を受けました。特に、環境マイスターは地域の環境保全活動のリーダーや環境学習の指導者となる人材として市が認定するもので、令和7年度までに55人登録することを目標としていますが、令和3年度の実績は6人となっています。登録が進まない理由について所管課に確認したところ、「制度開始時は、環境保全活動に関して長年にわたる活動実績がある方が複数いたため、問題なく認定を行うことができました。その後は徐々に養成していく方針であったが、マイスター養成講座の具体的な検討を行えないまま、コロナ禍によりECO講座も実施できない状態となり、新たに認定することが困難であった。環境マイスターの認定は引き続き行っていくが、現在の環境マイスターと同様の知識や経験を求めるのは難しく、基準を緩やかに運用していきたいと考えている。」旨の説明を受けました。コロナ禍などにより一時認定が進まなかった理由は一定理解できますが、現在認定されている環境マイスターの活動の場

も限られたものとなっています。生物多様性戦略の目的である、行政と市民等の協働による生物多様性の保全を推進していく上では、市が環境マイスターの活動の場を提供し、後継者を育成していくことが必要ではないかと考えます。

生物多様性戦略は令和6年度に行動計画の改訂が予定されています。改訂に当たっては、各項目の進捗状況や成果、課題について十分に検証・評価を行い、その内容を反映した実効性のあるものとなるよう取り組んでください。

《生活環境課》

1 樹木葬式墓所について

樹木葬式墓所（以下「樹木葬」という。）は、令和2年度に実施した墓地に関する市民意識調査において需要が高かったことから、宝塚すみれ墓苑に整備し、市民の墓地需要に応えようとするものです。また、樹木葬の中でも墓所の種類として人気のあるガーデン型、シンボルツリー型を整備し、その中で遺骨がそのまま土に還る区分や期限後に合葬する区分を設定しています。整備工事は令和4年10月に開始し、令和5年度から供用開始予定となっています。

整備工事は開始されていますが、工事費、維持管理費、墓地需要数、樹木葬の区分ごとの貸出方法や料金設定などを反映したシミュレーションや資金計画表が作成されていませんでした。その理由について所管課に確認したところ、「樹木葬については、設置場所や墓所の規模を選定する上で、概算費用や市民意識調査の結果を踏まえた需要数の算出を行い、現在の内容に決定した。なお、初期投資以外の費用はあまり必要ない合葬墓とは異なり、樹木や草花をシンボルとした墓所であるという樹木葬の特性上、工事の内容がある程度確定しないと維持管理費等の算出ができなかったため、資金計画表は現在作成しているところである。」旨の説明を受けました。整備工事の発注に当たっては、本来であれば事前にシミュレーションを行い、資金計画表を作成し、過大投資とならないよう、一定期間内での採算が取れることを確認した上で決定すべきであったのではないかと考えます。

既に民間等でも樹木葬の取組は進んでいることから、速やかに資金計画表を作成し、価格設定も含め、利用者にとって魅力的なものとなるよう努めてください。

《施設建設課》

1 宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業について

本市クリーンセンターのごみ焼却施設は昭和63年稼働、粗大ごみ処理施設及びし尿

処理施設は平成2年稼働で、いずれも既に30年以上が経過しており、経年的な施設の老朽化、大規模修繕等を繰り返すことによるコストの増大化、循環型社会形成に向けた新たな処理方法等への対応が困難になったことから、新しいごみ処理施設を整備するために、所管課において宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業が進められています。

事業方式は、公設民営のDBO (Design Build Operate) 方式とし、市が資金を調達し、設計、建設、運営までを民間事業者のノウハウを活用して一括して実施することにより、経費の削減及びサービス向上が期待できるとされています。

また、事業者については、総合評価一般競争入札で、入札価格及び提案内容について総合的に評価して決定されました。全体事業費(税込)は、整備事業費463億1,880万円及び運営事業費194億5,900万円の合計657億7,780万円です。事業期間は令和4年10月から令和29年9月までであり、施設等の整備期間が令和4年10月から令和14年9月まで、施設の運営期間が令和6年4月から令和29年9月までとなっています。

懸念事項の1つとして、長期間にわたる契約のため、賃金水準又は物価水準の変動によるリスクが考えられます。所管課からは、「リスク分担については契約書等へ反映しており、宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業整備工事契約において、スライド条項(工事契約締結後に賃金水準又は物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、契約金額の変更を請求することができる制度)を定めている。」旨の説明を受けました。昨今の大型公共施設建設の事例にもあるように、物価水準等の上昇に伴い契約金額が大幅に増額となる可能性もありますので、今後も物価水準等の変動について十分注視していくよう努めてください。

《管理課》

1 宝塚市廃棄物減量等推進員について

本市では、地域住民と行政との調整役となり、市民の理解と協力を得て、ごみの減量・資源化を推進するために、自治会等の団体に、宝塚市廃棄物減量等推進員(以下「ごみゼロ推進員」という。)を設置しています。ごみゼロ推進員は、自治会長又はマンション管理組合の理事長からの推薦に基づき、自治会等の団体を構成する100世帯につき1人程度配置することができます。また、ごみゼロ推進員の役割は、廃棄物の分別及び排出の指導・啓発、廃棄物の減量・資源化の推進、再生資源集団回収の推進、環境美化意識の啓発、その他廃棄物の減量化及び資源化のための市の施策への協力となっています。

年度ごとの登録団体数及び登録人数は次表のとおりであり、令和元年度以降減少傾向

にあります。

年度	登録団体数（団体）	登録人数（人）
平成30年度	174	552
令和元年度	177	558
令和2年度	170	529
令和3年度	171	536
令和4年度	148	483

※令和4年度は10月1日時点、他の年度は年度末時点です。

「宝塚市廃棄物減量等推進員設置運用要綱（以下「ごみゼロ推進員要綱」という。）」では、「ごみゼロ推進員が活動をする上で必要と認める費用を推薦団体に支出する。」とされており、ごみゼロ推進員1人当たり年間2,000円の啓発手数料が自治会等の各団体に支出されています。啓発手数料の使用用途については、所管課は各団体にアンケートを行い確認しています。令和3年度に実施したアンケート結果において、「環境整備関係」と回答した団体は全体の36%でしたが、「特に決まっていない」と回答した団体が33%、「親睦」と回答した団体が4%等あり、ごみゼロ推進員が活動をする上で必要と認める費用かどうかの詳細が確認できていない状況となっていました。所管課が設定したアンケートの選択項目等を見直して、使用用途が把握できるようにしてください。

また、ごみゼロ推進員要綱では、「ごみゼロ推進員として必要な知識の養成とその資質の向上を図るため、研修会を開催する。」とされています。研修については、「以前は年1回程度、クリーンセンターでの説明や見学会を実施していたが、コロナ禍のため、令和元年6月に開催した以降実施していない。」旨の説明を受けました。ごみゼロ推進員の任期は2年であるため、1回も研修を受講できないまま任期を終えるごみゼロ推進員がいる可能性があります。コロナ禍においても、手法を工夫して研修を実施するよう検討してください。

ごみゼロ推進員は、自らが実践し、身近なところから啓発を広めていくことで、ごみの減量・資源化を推進する重要な役割を担っていると考えます。引き続き、ごみゼロ推進員が効果的に啓発活動を行うことができるよう環境整備に努めるとともに、登録団体数の増加に向けた取組を検討してください。

2 宝塚市再生資源集団回収奨励金について

本市では、ごみの減量、資源の有効利用、再生資源の資源化の確保及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図るため、家庭から排出される古紙その他の再生資源の集団回収を実施する地域団体等に対し、宝塚市再生資源集団回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付しています。

事前登録した5世帯又は10人以上で構成する団体が収集した古紙類（新聞・雑誌・ダンボール等）、布類、缶類、瓶類等を団体が直接契約した回収業者に引渡すことにより再資源化している活動に対して、引渡量1kg当たり3円の奨励金を市から団体へ交付しています。

年度ごとの登録団体数、回収量、奨励金交付金額等は次表のとおりです。

年度	登録団体数（団体）	請求団体数（団体）	回収量（kg）	交付金額（円）
平成30年度	369	361	6,461,388.9	19,384,143
令和元年度	371	363	6,115,730.3	18,347,175
令和2年度	371	357	5,469,527.6	16,408,572
令和3年度	366	351	5,299,981.0	15,899,937
令和4年度	354	336	2,457,187.5	7,371,561

※令和4年度は上半期時点、他の年度は年度末時点です。

事業の効果については、「市民自ら収集することで資源物として再認識でき、ごみの減量・資源化の推進につながっている。集団回収では、市全体の収集量の5割以上の対象物を収集しており、収集コスト削減、処理規模の縮小に寄与し、ごみ処理の仕組みとして重要な役割を果たしている。費用対効果の面についても、理論上約6,000万円以上の収集コストが削減されていると考えている。また、奨励金は各団体の活動費として、地域コミュニティの運営において重要視されている。」旨の説明を受けました。

登録団体数や回収量が減少傾向にありますが、再資源化について有効な手段であると考えますので、引き続き登録団体数の増加に努めてください。

《業務課》

1 古紙引渡契約について

本市では、ごみステーションに排出された新聞、雑誌、ダンボール、布などの資源ごみ回収業務について、資源ごみの無償引渡契約である資源物引渡契約（以下「引渡契約」という。）を宝塚市エコリサイクル事業協同組合（以下「協同組合」という。）と締結しています。平成30年度から市内80%の地域を対象としており（残り20%は市の直営により回収）、令和5年度以降は20%の地域についても追加する予定となっています。

当該地域における資源ごみ回収業務に対する苦情件数は、令和2年度392件、令和3年度347件、令和4年度（10月末時点）183件であり、主な内容は収集漏れと収集遅延によるものです。苦情件数が多い理由について所管課に確認したところ、「通常のごみ収集はパッカー車1台に対して3人体制で行っているが、協同組合はトラック1台に対して1人体制で行っているため、収集漏れや収集遅延が発生している。」旨の説明を受けました。

収集については、資源物の回収に関する業務仕様書（以下「資源物回収仕様書」という。）で、「回収業務は原則として午前8時から午後3時30分までに行い、午前及び午後に回収状況を発注者に報告すること。回収時間帯は、特別な事情がない限りほぼ一定すること。」とされています。しかし、抽出した業務報告書を確認したところ、収集完了時間が午後4時45分や午後5時となっていることや、午前・午後の報告が大幅に遅れているなどの事例が散見され、資源物回収仕様書に沿った業務の執行となっていない状況が確認されました。

令和5年度以降は市内全域が引渡契約の対象となる予定であり、苦情件数の更なる増加に伴う市の苦情対応に係る人件費の増加が懸念されます。所管課においては、資源物回収仕様書に沿った業務の執行となるよう指導を行ってください。

2 粗大ごみ受付センター運營業務委託について

本市では、粗大ごみ等の収集・持込みに係る電話受付業務を委託しており、電話回線は5回線、オペレーターは最大5人での運用となっています。一般的なコールセンター業務における指標である応答率（着信した電話にオペレーターが応答できた割合）について、粗大ごみ受付センター運營業務委託仕様書（以下「粗大ごみ受付仕様書」という。）では「常時高い応答率（1月当たり90%以上）を確保すること。」とされています。本委託業務における月平均の応答率は次表のとおりで、粗大ごみ受付仕様書にある90%以上を達成できていない月が多くあります。

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
令和元年度	90.4%	89.6%	91.9%	88.9%	88.2%	88.3%	90.4%	90.3%	93.8%	91.5%	93.5%	91.0%	90.6%
令和2年度	56.0%	61.4%	84.7%	90.0%	88.7%	91.6%	94.1%	92.7%	92.7%	92.9%	89.9%	91.3%	85.5%
令和3年度	91.2%	88.0%	89.8%	91.1%	88.1%	85.4%	89.4%	88.4%	88.5%	91.8%	92.0%	90.5%	89.4%
令和4年度	91.7%	90.4%	92.9%	93.2%	90.4%	91.8%							91.7%

各月の応答率の内訳を確認したところ、例えば、令和3年9月では週明けの平日の平均応答率は76.9%で、土日の平均応答率は98.3%となっており、週明けの平日は着信数が多いため応答率は低く、土日は着信数が少ないため応答率は高い傾向がありました。週明けの平日には回線数の上限である5人のオペレーターが配置されており増員は難しい状況ですが、土日は回線数に満たない人員配置でありながら応答率が高く受付体制に余裕があります。

応答率が低いことは利用する市民の満足度の低下につながります。週明けの平日には電話がつながりにくい現状とともに、土日に電話受付をしていることを積極的に広報し着信の分散を図ることにより、応答率の向上に努めてください。

<選挙管理委員会事務局>

【意見】

1 選挙投票率向上に係る取組について

本市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）では、選挙投票率を高めるための各種取組を行っています。次表は、令和3年度及び令和4年度実施（予定を含む。）の選挙啓発事業の一例です。

事業名	事業内容
地域イベント会場啓発事業	宝塚市明るい選挙推進協議会（以下「市明推協」という。）の委員等により、市内の地域イベントにおいて選挙啓発物品を配布する。
明るい選挙啓発標語事業	市民の選挙に関する意識の高揚を図るため、市内在住、在勤、在学の方を対象に明るい選挙の推進や投票の促進などをテーマにした標語を広報たからづか等で募集する。 市選管及び市明推協により審査を行い、入賞作品を決定する。入賞者には表彰状と記念品を、応募者全員に参加賞を贈呈する。審査結果は広報たからづか、市ホームページ等で発表するとともに、標語を選挙啓発資材に使用するなどして活用する。
模擬投票事業	小学校等において身近なテーマで模擬投票を実施することで、楽しみながら政治について興味をもってもらおう。
生徒会選挙支援事業	中学校等の生徒会役員選挙投票開票時に、投票機材の貸出しや選挙に係るミニ講座を行い、選挙に慣れ親しんでもらおう。
選挙出前授業	高等学校等において選挙に関する講義や投票体験を実施し、間もなく有権者となる生徒に投票までの流れや投票することの意義を知ってもらおう。
新有権者啓発事業	18歳を迎える市民に対し、誕生日のお祝いと選挙権の大切さを伝えるはがきを送付する。はがきに、投票のしかた等を掲載したホームページにリンクする2次元バーコードを印刷し、新有権者の投票意識の高揚を図る。
SNS等での選挙の情報、話題の発信	主に若年層の投票率向上に資するため、インスタグラムやフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用し、日頃から選挙や政治に関する話題を提供し、投票をはじめとする積極的な政治参加につなげる。
若年層の期日前投票立会人の公募（令和4年度から実施）	10代から30代の選挙人が、期日前投票の現場に関わることにより、選挙を身近に感じ、本人の積極的な投票行動につなげるとともに、周りの人に対しても、投票の重要性が波及するよう、希望者を公募・登録し、選挙執行の際に期日前投票所の投票立会人として参加していただく。 また、若年層の期日前投票立会人の選任により、若い世代の選挙人に、親しみのある期日前投票所づくりを図る。

選挙投票率を高めるための取組について所管課に確認したところ、「地域イベントでの選挙啓発や明るい選挙啓発標語募集等に加え、投票率が低い若い世代に向けては、政治への関心、参加意識及び自治意識の醸成を目的に、小中学校生、高校生に対して、模擬投票、生徒会選挙支援、選挙出前授業等を実施し、選挙に親しみや興味を持ってもらえるよう取り組んでいる。また、令和4年度からの取組として、18歳の新有権者に対して送付している誕生日のお祝いと選挙権の大切さを伝えるはがきに、選挙の必要性や投票の仕方などを分かりやすく示した若者向けのホームページにリンクさせる2次元バーコードを印刷したことや、選挙を身近に感じてもらうための取組として、10代から30代の市民を対象に期日前投票の立会人を公募し、令和4年実施の参議院議員通常選挙では4人の方に立会人の職務を依頼した。更に、住民票と異なる所に居住している選挙人が行う不在者投票において、以前は郵便又は直接での請求しかできなかったが、マイナンバーカードを活用して

インターネットによる請求を行うことができるようにしたことで、県外に居住している学生等の若い世代にも活用された。」旨の説明を受けました。

この他にも、SNS等による情報発信や広報たからづかの特集記事で若い世代に対する投票の大切さを呼びかけるなど、選挙に関する情報を積極的に発信していることは評価できますが、毎年度費用を掛けて実施する以上は、アンケート調査等を通じた事業効果の検証が必要ではないかと考えます。

各取組の成果の分析及び検証を行い、投票率向上につながる効果的な啓発事業等の実施に努めてください。